

# 令和8年度 事業計画

## 1 基本方針

一般社団法人として新しい公益の担い手として活動を進めるとともに、引き続きテレコムサービス協会(以下「協会」という。)の活動の基本方針である「ビジョン」の実現に向け、令和8年度における事業計画を定め活動を推進する。

### 一般社団法人テレコムサービス協会ビジョン

情報通信ネットワーク社会構築のための重要な担い手として、

- 1 多様な情報通信サービスの創出
- 2 健全な競争市場の発展
- 3 安全・安心なネットワーク社会の実現

を活動目標とし、これらの活動により

- 4 事業者のビジネスに貢献するとともに
- 5 消費者の利益と地域社会の発展及び公共の福祉

に資することを目的とする。

## 2 令和8年度事業計画の重点項目

### (1) 委員会活動、地方支部活動の活性化及び会員拡大活動

令和8年度は、協会活動の両輪である委員会活動及び地方支部活動の活性化を図るため、同活動に参画していただける会員企業の拡大に努める。

具体的には次の事項に取り組む。

- ア 地方支部による新規会員拡大活動強化の勧誘促進の追加手法として、地方支部による勧誘活動により新規加入した会員については、入会金又は基本年会費の一部を免除することを可能とするほか、翌年度の当該地方支部予算の増額措置及び勧誘に貢献した会員の年会費減免措置
- イ ホームページ、PR動画、デジタルパンフレットなどによる情報発信の一層の充実
- ウ 情報通信に関連する最新のトピックスをテーマに、会員企業を始め電気通信事業関係者を対象にした講演会の本部及び各地方支部における実施
- エ 地方支部独自の地域振興・研究活動の実施
- オ 地方支部会長会員会社及び地方支部幹事会員会社の活動状況などを勘案して年会費等について緩和措置を実施

## (2) 意見提言等の活動

ICTは、全ての社会・経済生活に不可欠な基盤であり、新たなイノベーションを創出し、その利活用は、生産性の向上、雇用の創出、新たな付加価値の創造・新市場の創出、安全で災害に強い社会の実現など、我が国を取り巻く様々な社会的課題の解決に大きく貢献するものである。

現在、情報通信インフラにおけるIP化・ブロードバンド化やモバイル化、仮想化・クラウド化の進展や事業者間の競争構造の多様化・複雑化の進展、ICT産業の国際競争力の低下等、情報通信を取り巻く環境は大きく変化しているとされ、国民生活の向上や経済活性化を図るため、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について検討が進められている。

こうした政府が進める取組みに対し、各委員会、事務局が一体となって業界団体としての意見や要望を反映させ、業界の繁栄を図るとともに、政府目標に貢献していくこととする。

更には、総務省等が主催する審議会、研究会等にも積極的に参画して、協会としての意見等を反映していくこととする。

## 3 総会等の開催

### (1) 総会・理事会等

- ア 令和8年6月に総会及び理事会、令和9年1月に理事会を開催するほか、必要に応じ、臨時の会議を開催する。
- イ 令和8年6月の総会及び理事会後、令和9年1月の理事会後に講演会を開催する。
- ウ 賀詞交歓会など会員相互間の意見交換の場を、総務省幹部の出席も得て開催する。

### (2) 運営幹事会

- ア 運営幹事会を原則として毎月1回(8月、翌年1月を除く。)開催するほか、必要に応じて開催する。
- イ 総務省幹部との意見交換会の開催を計画する。

## 4 委員会等の活動

### (1) 企画広報委員会

- ア 令和8年度活動目標
  - ① 事務局・協会活動全般の運営に関する提言・助言
  - ② 広報活動の支援
  - ③ 税制改正要望の実現
- イ 具体的計画(活動のタイムスケジュール等含む)
  - ① 協会活動全般の運営に関する提言・助言
    - a 税制改正要望に関する意見集約と要望提出、政府与党へのプレゼンテーション

- ・第3四半期…令和9年度税制改正要望書対応
- b 令和9年度事業計画・予算要求についての検討
  - ・第3四半期…令和9年度予算要求について取りまとめ、チェック
  - ・第4四半期…令和9年度予算要求について理事会にて承認

## ② 広報活動の支援

広報ツール(ホームページ、デジタルパンフレット、PR 動画等)の一層の充実を図る。  
会員企業新規勧誘活動等活発化のため、引き続き情報発信に努める。  
特に令和8年度は、デジタルパンフレット(デジタルと紙のパンフレットのハイブリッド版)及びホームページの有効な活用と適切な管理運用を行う。

## (2) 政策委員会

### ア 令和8年度活動目標

#### 情報通信政策の動向把握と対応

- ① 次世代ネットワークに係る政策・制度に関する提言等
- ② 情報通信事業分野の競争政策・新事業創出戦略などに関する提言等
- ③ その他情報通信政策に関する提言等

### イ 具体的計画

#### ① 情報収集(隨時)

- a IoT で繋がる社会の実現に向けた諸課題の調査・研究
  - (IoT サイバーセキュリティ、IoT 通信プラットフォーム等)
- b Beyond5G(6G)等の次世代通信システムの利活用に向けた調査・研究
- c 生成 AI を含む高度な AI、Web3、メタバース等の動向に関する調査・研究
- d データ活用の調査・研究
  - ・データ取引市場、オープンデータ、パーソナルデータ
  - ・PDS(Personal Data Store)、情報銀行など

#### e ICT による地域創生に関する調査・研究

地域の ICT 基盤整備(ブロードバンド、モバイル、Wi-Fi 等)

- ② 委員会を毎月1回(8月、翌年1月を除く)定例開催するとともに施設見学会を適宜開催する。
- ③ 会員向け ICT 政策等に関するセミナーの開催(委員会と併催)
- ④ 情報通信政策、制度等について、総務省、内閣府等への意見提言
- ⑤ その他
  - ・総務省など、各種委員会等への対応
  - ・協会各委員会と連携し、調査・研究を行う。

### (3) 技術・サービス委員会

#### ア 令和8年度活動目標

令和7年度から、技術・サービス委員会のスローガンを以下のように変更した。

『会員企業のビジネス・事業に直結する新たな技術・サービスの検討と探求』

⇒ 委員会メンバーの趣味・趣向、シーズ志向だけでなく、より事業に結び付く実践的な活動へと進化した。電気通信・ICT 分野の技術動向調査、政策・基準対応、セキュリティ・レジリエンス研究に加え、勉強会や見学会を通じた知見共有、新サービス創出に向けた調査を推進する。関係機関との連携や WG 等への参画を通じ、業界発展と会員企業の事業価値向上に貢献する。令和7年度は特に、NTT ドコモビジネス社協力の下、IOWN & APN 勉強会を年4回開催し、参加者は延べ1,000名を超える。当該勉強会の実績を礎に、令和8年度は、IOWN & APN をより事業化に向けた実践・実装すべく活動を行っていく。

#### イ 令和8年度活動目標

- ① 電気通信及び情報通信、ICTサービス関連において
  - a 技術動向の情報収集、調査・研究
  - b 技術基準、政策等の技術的課題への対応
  - c 安全・信頼性確保対策の課題、情報通信セキュリティ、レジリエンス等についての調査・研究等
  - d 各種技術勉強会・講演会の実施や施設見学会の企画・実施
- ② 新たなネットワークサービスの創出のための調査・研究
- ③ 総務省及び関係協議会における新技術検討や重要課題に対する各種分科会、検討 WG 等への検討メンバーの派遣と委員会内での共有。

#### ウ 具体的計画

##### ① 委員会の定例開催（毎月1回開催予定。）

下記、取組みについて情報発信、意見交換を実施する。特に重要と思われる案件については、技術・サービス委員会内に留めることなく、他の委員会とも連携して課題を共有し、解決に向けた活動を推進する。

- A) 技術の高度化、モバイルネットワークやインターネットの社会インフラ化が進むことで、電気通信事故やサイバー空間特有の問題や課題も増加傾向にある。このような様々な社会課題に対応すべく、最新技術を活用した新しいサービスの調査・研究を進めると共に、電気通信事業制度への対応に注力していく。具体的には「IP ネットワーク設備委員会」など総務省の主催する委員会・研究会等に参加し、その活動成果を委員会メンバーへ向けて情報発信を行う。
- B) 日夜変化するサイバー攻撃やサイバーセキュリティに係わるマルウェア、ランサム

- ウェア対策に向けた課題・問題への情報を収集し、共有する。
- C) オール光ネットワーク(APN)等を活用した基幹ネットワークや、データセンター間の連携等、新規ビジネスへの取組みに向けた情報収集・発信を行う。
  - D) 生成AIの分野では、国産LLMの動向を始め、令和7年6月制定されたAI新法の動向をウォッチし、生成AI開発者、企業型生成AI事業・サービス提供者や利用者に向けた法制度面での進展を踏まえた活動を展開する。
  - E) XGMFを中心に、新たなネットワーク技術(IoT、5G、ローカル5G、6G、Wi-Fi7、AFCシステム等)の動向に注視し、新たなユースケースの検討、国際標準化、技術の進展に関する調査・研究を行う。
  - F) 5Gならではのユースケースの開発に向けて、総務省の会合含め、情報収集を図り、5Gビジネス領域の活性化や、会員企業の5Gビジネスへの取組みに貢献する。
  - G) 通信と放送の融合世代を見据えた、AR/VRを中心とした新たな放送分野の探求、並びに通信と放送の連携サービスの模索・研究を行う。
  - H) メタバース分野では、製造業・製造現場での活用が図られているインダストリー・メタバースを中心に、技術・サービス情報の収集を図り、会員企業のビジネス取組みを支援する。
  - I) 経団連が実施しているカーボンニュートラル実行計画に継続参画し、テレコム業界の省エネ、グリーン調達、再生可能エネルギーの利活用に貢献する。

② 技術講演会＆技術勉強会の企画・実施

アンテナを高くし、時代を先取りした有識者を招き、ICT技術やサービスに関する講演会を実施する。

③ 施設見学会の企画・実施

ICT技術やサービスに関する施設・企業を対象とした見学会を企画・実施することで、委員会メンバーの交流・対面での意見交換を通じ、ICT分野での新規ビジネスに向けたヒントを発掘するような活動を行っていく。

④ その他の活動

総務省など、関係する各種委員会・ワーキンググループ等へ傍聴参加し、委員会メンバーへの情報共有・展開を図る。

エ その他、特記事項・留意事項

会員企業へのビジネス直結のための施策を検討し、委員会メンバーが享受するメリットや会員企業への貢献等を常に意識した委員会活動を行う。

技術面、事業面、法制度面での課題を共有し、総務省関係委員会等の場で、積極的な意見・要望・提言等を実施する。

#### (4) サービス倫理委員会

##### ア 令和8年度活動目標

ネットワークサービスに関する法制度や事業者における課題への情報発信を通じて、ネットワークサービスにおける倫理、その他の諸問題への対応を推進する。

- ① インターネット上の違法・有害情報へのさまざまな対応などが求められていることから、これらの動きに積極的に関与し、事業者の立場でインターネットの利用環境の整備を推進する。
- ② 電気通信サービスに対する消費者保護の観点での取組みを通じ、安全・安心なネット社会の実現を推進する。

##### イ 具体的計画

- ① サービス倫理委員会を4月・8月を除く毎月開催し、重要課題の検討及び情報交換を行う。
- ② 電気通信サービス向上推進協議会の活動を通じ、利用者が安心して電気通信サービスを利用できる利用環境の整備を推進する。
- ③ 情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会の活動を通じ、ISP等がインターネット上の情報流通による権利侵害に適切・迅速に対処できるよう、ガイドラインの検討などを推進する。
- ④ 違法情報等対応連絡会の活動を通じ、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応を図るためのガイドライン及び契約約款を整備するとともに、ISP等への周知・啓発等を推進する。
- ⑤ インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会の活動を支援し、安全・安心マーク制度の普及及び審査委員会における審査などに対応する。
- ⑥ インターネットコンテンツセーフティ協会の活動に参画し、児童ポルノのような違法コンテンツがインターネット上へ流通することを防止するために民間事業者等が講じる各種取組みを支援する。
- ⑦ 情報通信における安心安全推進協議会のネット社会の健全な発展部会の活動に参画し、インターネット上で名誉毀損やプライバシー侵害、差別的表現などの他人を傷つけるような情報発信が行われないよう利用者のマナー及びモラルの向上のための普及啓発活動等の取組みを推進する。
- ⑧ 違法有害情報相談センターの推進協議会に委員として参画し、同センターにおけるSNS上の誹謗中傷等への対応相談状況の情報共有や、相談事業の評価及び改善、提案等を行う。
- ⑨ 情報保護団体の団体構成員として、主要な役割を果たすとともに、業界に対する個人情報保護の周知を図る。

- ⑩ 総務省や警察庁等における研究会や官民会議等に参画し、業界の立場で適切に対応する。
- ⑪ 他の通信団体等とも連携し、インターネット上の安全・安心に対する活動を推進する。

## (5) MVNO委員会

### ア 令和8年度活動目標

MVNOの普及に伴い、これまで以上に求められるようになってきた業界としての情報発信等を的確に推進し、より一層のモバイル市場の発展を目指す。

- ① MVNOに関する情報収集・情報交換及び意見の発信
- ② MVNOに関する課題の抽出と解決策の検討
- ③ 消費者問題に関する総務省が主催する各種委員会等への参加・報告とMVNOへの情報共有
- ④ 広報活動を通じたMVNOに対する認知度の向上
- ⑤ MVNOに対するMVNO委員会参加(協会への加入)の勧誘
- ⑥ 不払者情報交換の円滑な運用
- ⑦ 特別利用停止者情報交換の円滑な運用

### イ 具体的計画

- ① MVNO委員会(四半期毎)、運営分科会、消費者問題分科会(毎月)を定期的開催する。
- ② 総務省が主催する各種委員会等(「接続政策委員会接続料の算定等に関するWG」等)に参加し意見の発信を行うとともに、MVNOにおける課題や動向等に関する勉強会を実施し、共通課題に関する解決策の検討、提言等の取りまとめ活動を実施する。
- ③ 消費者問題に関する総務省会合への参加・報告とMVNOへの情報共有を実施する。
  - a 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合
  - b 青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するWG
  - c 不適正利用対策に関するWG
  - d 電気通信消費者支援連絡会
  - e オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会
  - f 青少年保護に関するWG
- ④ 電気通信役務の不正利用対策について、警察庁、警視庁との情報連携を密に行う。
- ⑤ MVNO関係法令等について、総務省への意見提言を行う。
- ⑥ 法令改正に応じて、下記協会ホームページ掲載情報を適宜見直す。
  - a MVNOサービスの利用を考えている方へのご注意とアドバイス
  - b MVNOスマートフォン安心安全ガイド
  - c MVNOにおける青少年へのフィルタリングサービスの加入奨励に関する指針
- ⑦ モバイルフォーラムの開催及び海外交流施策を実施する。

- ⑧ 定期的な勧誘活動により、下記委員会活動参加事業者の拡大を図る。
  - a データ通信契約申込み受付時における本人確認手続き
  - b MVNO参考速度計測
  - c 協会ホームページのブランドポータル掲載
  - d 警察庁、海上保安庁、全国消防長会との緊急通報照会窓口設置
- ⑨ TCA不払者情報交換連絡部会及び事務局との連携を密に行う。
- ⑩ TCA不適正利用防止検討部会及び事務局との連携を密に行う。

## (6) FVNO委員会

### ア 令和8年度活動目標

コラボ事業の円滑な実施及び卸協議の適正性の確保に向けて、NTT東西殿及び総務省関係部署と連携のうえ取組む。

- ① FVNOに関する情報収集及び情報交換
- ② FVNOに関する課題の抽出と解決策の検討
- ③ 消費者トラブル削減への対応

### イ 具体的計画

- ① FVNO委員会の定期的開催

3か月に1回の開催を予定

- ② 運用関係WGの開催

コラボ事業者の業務運営がスムーズに行え、消費者トラブルを削減するため、NTT東西とコラボ事業者間の業務等の課題を抽出し、説明会等を通じて解決を図るため、適宜、「運用関係WG」を開催する。

- ③ 消費者関係TFの開催

総務省「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」からの意見に対応するため、適宜、「消費者関係TF」を開催するとともに、国民生活センター情報(PIO-NET)の分析、総務省地方総合通信局「消費者支援連絡会」への参加など、消費者トラブル削減に取り組む。

- ④ 番号移行に関するTFの開催

「事業者変更」運用開始に伴う、各種懸念事項等の動向を注視し、情報の共有を図るため、必要に応じて「番号移行に関するTF」を開催する。

## (7) 支部連絡会

### ア 地方支部活動の基本視点等

本部事務局による積極的な支援、指導による地方支部活動の強化と活動の活性化等を基本視点として、地方支部の運営・活動について地方支部間・支部本部間の情報交換を

図り、地方支部活動に反映していくことを基本とする。

#### イ 具体的な活動内容

- ① 連絡会活動は、年3回(4月、9月、12月、内1回を地方での開催も検討)適宜開催する。
- ② 連絡会では、会員増対策、活動の活性化方策、会員への情報発信の在り方等について情報交換を行い、地方支部活動に資することとする。
- ③ 地方支部の運営や活動方針、重要な事務処理方法等について、必要に応じ運営幹事会に提言を行う。
- ④ 施策の実施、全国地域情報化に関する関係機関との連携を図る。

## 5 協議会等の活動

### (1) 情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会

(旧:プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会)

インターネット上の権利侵害に適切・迅速に対処できるよう通信関連4団体と各権利者団体との連携を図りながら、情報流通プラットフォーム対処法の適正な執行に寄与すること、合わせて同法ガイドラインの検討と適切な運用を推進する。

- ア 著作権関係WG及び商標権関係WGについては、年1回以上を見込む開催とし、通信関連4団体と各権利者団体との情報共有・意見交換を図る。
- イ 発信者情報開示関係WG及び名誉毀損・プライバシー関係WGについては、ガイドライン改訂の必要性など主査判断による適宜開催とする。

### (2) 電気通信サービス向上推進協議会

総務省の「ICTサービス安心安全研究会」に関する提言及び各消費者団体等からの意見をもとに、消費者利益向上の取組みを4団体共同で実施する。

- ア 広告表示(通信速度やエリア等のサービス品質表示など)に関する自主基準の策定及び運用(広告の定期的なチェック等)を行う。
- イ 販売(店舗販売、訪問販売、電話勧誘等)の適正化に関する自主基準の周知啓発等を図る。
- ウ 消費者からの苦情の削減のための取組みを行う。
- エ ホットラインリストの提供など、国民生活センター及び各地の消費者センターとの連携を行う。
- オ 各地の消費者支援連絡会への参加及び連絡会における消費者トラブル削減に取り組む。
- カ 利用者のリテラシーの向上のための取組みを行う。
- キ 消費生活相談員のリテラシー向上のための研修を行う。
- ク 無線ブロードバンドの実効速度(参考速度)及び固定ブロードバンドの実効速度の適正な測定実施のための取組みを行う。

ケ その他研究会の提言及び各団体等の要請をもとに各種取組みを行う。

### (3) 電話事業者認証機構(ETOC)

日本における電話事業者の評価認証(認証マーク制度)業務や広報啓発活動などを通じて、通信事業者間において行われる電話回線の卸取引や、利用者による電話サービス等の調達等において、適正な事業者との取引を推進し、これらにより日本における電話サービスの健全な発展を推進するため、協会(TELESA)、一般社団法人電気通信事業者協会(TCA)、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(JCTA)及び一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会(JUSA)の5つの通信事業者系団体が、電話事業者認証機構(ETOC)を設立(2024.10)し、電話サービスを提供する事業者の評価認証を実施する。

## 6 その他の社会貢献事業

### (1) インターネット接続サービス安全・安心マークに関する審査業務

#### ア 令和8年度活動目標

- ① インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会の活動を支援する。
- ② 安全・安心マーク取得及び更新に関する審査業務を円滑に実施する。
- ③ 公衆無線LAN版安全・安心マークの告知・離反抑止。

#### イ 具体的計画(活動のタイムスケジュール等含む)

##### ① インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会活動支援

###### a 安全・安心マーク制度の普及(隨時)

関係4団体と連携し、ICTイベントやセキュリティイベントへ協賛し、告知・PRを行う。

令和8年度は、デジタルパンフレットの制作にチャレンジし、安全・安心マークの幅広い広報活動を行う。

安全・安心マークの申請書が分かり辛い点は、認定事業者向けの説明会、もしくは、理解頂くための説明を丁寧に行う。

###### b 事業年度の経費についての報告

3月末に事業年度の申請件数、経費について報告する。

###### c 事務局会議(毎月1回開催予定)

今の時代に即した審査項目の見直し作業、申請書のアップデートを行う。

また、協議会ホームページの改訂も隨時、実施していく。

認定事業者の離反抑止のため、セキュリティ等をテーマとしたセミナーも企画・実施していく。

##### ② 安全・安心マーク取得及び更新に関する審査業務の実施

###### 【一次審査】

a 8月マーク使用開始事業者

・5月～6月…審査資料の受け付け、一次審査実施、審査結果とりまとめ

b 12月マーク使用開始事業者

・9月～10月…審査資料の受け付け、一次審査実施、審査結果とりまとめ

c 4月マーク使用開始事業者

・1月～2月…審査資料の受け付け、一次審査実施、審査結果とりまとめ

※ 2-1-1のセキュリティ脆弱性診断は、当面、専門の審査員に委託する。

**【二次審査】**

d 7月、11月、3月に審査員を招集し、二次審査(審査委員会)を実施する。

・申請書類の閲覧準備、審査資料準備、審査委員会開催事務

③ 公衆無線LAN版安全・安心マークの告知・離反抑止

a 公衆無線LAN版のマーク申請受付を実施する。

b 一次審査は、各団体で、実施する。

c 二次審査は、インターネット接続サービス安全・安心マークと同じスケジュール  
(7月、11月、3月)で、同一の審査委員会で実施する。

d 事務局会議を通じて、今の時代に沿った申請書の改訂を行う。

e 事業者増加に向けて、安全・安心マークの告知のため、総務省・総通局等とタイアップ  
したイベントもしくは、説明会等を実施する。

**(2) キャリアズレートに係る証明業務**

INSネット1500回線及び専用サービスの「事業者向け割引料金(キャリアズレート)」について、キャリアズレートの適用を受けようとする電気通信事業者に対して、電気通信事業を実施していることの確認審査を行い、確認証を発給する業務を引き続き実施する。